

～個のニーズに応じた指導の一層の充実に向けて～

個別の指導計画 に基づく指導と支援

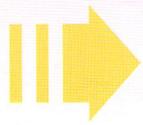
個別の指導計画は、その名称から1対1の「個別指導」をイメージしやすいのですが、そうではありません。子どもたち一人一人の社会参加と自立を目指し、個の教育ニーズに応じた学習活動を組織的に展開するための基本となる教育計画なのです。

学校は保護者に対して、指導目標、学習内容・方法、できる状況づくり等について責任を持って説明し、理解を得ることが大切です。また、指導の経過や成果についても明らかにし、子どもたちの成長を保護者と共に促していく取組を推進することが必要です。この様に、保護者の参画を、作成、実践、評価などの段階で得ることで、より充実した指導が可能になります。

生きる力を育む 個別の指導

個別の指導計画 作成の手順

発達や障害の状態など
基礎情報の整理と現在の姿の確認



1 基礎情報の収集と整理

●プロフィール

氏名、性別、生育歴（出産時、乳児期、幼児期、学齢期）、家族の状況など

●障害や発達に関するこ

発達や障害の状態、諸検査の結果、所持する手帳、療育の経過、配慮事項など

●病気や医療に関するこ

病歴、かかりつけの医療機関、主治医など

●福祉に関するこ

活用している福祉サービス、担当のケースワーカーなど

2 現在の姿の確認

●日常生活での様子

【食事、排泄、更衣、パニックなど】

●身体の動き

【体全体の動き、手指の動きなど】

●スケジュール理解

【時間割や予定の理解など】

●状況や情報の理解

【見通しの持てる状況や方法など】

●興味・遊び・余暇

【好んでする遊びなど】

●役割、役割意識

【お手伝い、家庭や学校での役割など】

●きまりやルールの理解

【公共の場での行動、マナーなど】

●コミュニケーション

【理解と表出方法、対人関係など】

●学習状況

【読む、書く、計算するなど】

●家庭や地域での生活

【家庭や地域での過ごし方など】

●公共交通機関等の利用

【一人での外出、家族との外出など】

！ 書式を工夫して

大切なことは書式を工夫し、個別の指導計画と他の書類を連動させて効率的に作成することです。

また、個別の指導計画を作成する目的は、それを指導の充実に活かすことにあります。各学校の教育課程を個に応じて具体化し、子どもの今の生活を、そして将来の生活を豊かにすること、また、保護者の支援につながる取組を推進することが目的です。

！ 子どもをできる存在としてとらえる

子どもの現在の姿を確認する時、子どもをできる存在としてとらえることが大切です。「○○が理解できない」ではなく、「△△を提示すると○○の準備ができる」というように、具体的、肯定的に子どもの姿をとらえ、具体的な指導目標や指導内容を設定することが必要です。

作成に当たっての 参考資料

「育成学級教育課程編成の手引き」
〈平成23年発行〉

「授業づくりに活かす個別の指導計画の作成と運用」
〈平成21年発行〉

！ 学んだことがどう活かされるのか

学校で学んだことが日常生活のどの場面で活かせるかを前もって考えることが大切です。学校生活はもちろんのこと、家族の一員としての役割を果たす家庭生活、地域のコミュニティへの参加等などにおける、一人一人の子どもの姿を想定し、個別の指導計画を作成することが重要です。



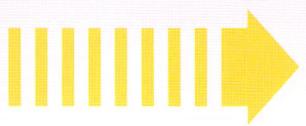
☆ 個に応じた教育活動の根拠と道筋

個別の指導計画は、子どもたち一人一人の社会参加と自立を目指し、組織的な体制のもとで、個の教育ニーズに応じた教育活動を学校全体で展開するための根拠と道筋を示すものです。

☆ 長期・短期の成

個別の指導計画はの学習や生活の様子それを達成するたとしての評価などを

指導目標の設定・指導内容の選択・指導方法などの決定



3 子どもの実態に即した指導目標 指導内容・方法の設定

(例) 3年後の目指す姿を長期目標、1年後の目指す姿を短期目標とした場合

- 願いの確認** こうありたいという本人の願い、こうあってほしいという保護者の願いを確認します。
- 長期目標** 3年後の目指す姿を示します。小学1～3年生は4年生になった時の姿、4～6年生は中学校入学時点の姿を思い浮かべ、具体的な行動目標として設定します。
- 短期目標** 1年で達成する目標であり、長期目標に対応してその下位に設定します。長期目標同様に具体的な行動目標として設定します。

●前期・後期等の目標の設定

短期目標を分析し、それが達成されるためにはどのような課題があるかを検討して設定します。特にここでは具体的な記述（行動的記述）が必要です。子ども自身にも分かる目標を設定し、保護者をはじめ他の指導者もその達成状況を客観的に評価できる目標を設定することがポイントです。よく見られる表現として、「楽しく」「意欲的に」「積極的に」「意識して」「慣れる」等が使われますが、これらの表現は、子どもの具体的な姿を表すものではありません。その子にとって「楽しく」とは、「積極的」とはどういう姿なのかを具体的に記述しなければ情報の共有、評価はできません。

●各教科等の指導内容の精選と指導方法の工夫

- ・個別の目標に基づき、学校教育活動全体にわたって指導方法や指導体制を工夫改善します。
- ・児童生徒の発達の段階や障害の状態、学習の理解や到達度を考慮した授業形態や集団構成を工夫します。
- ・教員の専門性を生かした学校全体での組織的な指導による効果的な学習を推進します。

4 個別の年間指導計画・学級の年間指導計画等の作成

●個別の年間指導計画の作成

年間の大きな見通しのもとに、目標達成に必要な指導内容や活動、指導時期、指導の形態について検討します。また、学級集団での学習、グループでの学習、個別学習、交流及び共同学習等、指導内容に適した学習形態についても検討し、個別の年間指導計画を作成します。



●学級の年間指導計画、月間指導計画等の作成

子どもそれぞれの個別の年間指導計画を踏まえ、学年や学級における教育課程と関連づけながら必要な指導目標や内容を設定し、学級の教育目標に基づく子どもの相互の関係を踏まえて、学級の年間指導計画を作成します。また、学級の月間指導計画等を作成することで、より計画的な指導を進めています。

●個別の週指導計画の作成

個別の年間指導計画、月間指導計画等に基づき、個別の週指導計画を作成し、個に応じた具体的な指導を進めます。個別の週指導計画は保護者にも配布し、学習内容や目標を保護者と学校が共有し、連携した取組を進めます。

成長の目標

学校・家庭・地域における一人一人
長期・短期の具体的な成長の目標、
の指導・支援の内容、取組の結果
明らかにしていきます。

☆ 保護者の参画を得て作成

教員だけでなく保護者の参画を得て作成することが重要です。そのことによって目標の妥当性や指導・支援の内容を高めるとともに、進級や進学後を含めた指導・支援の一貫性や系統性を図っていきます。

子どもの社会参加と自立に向けて

保護者への開示と説明・保護者参画による実践

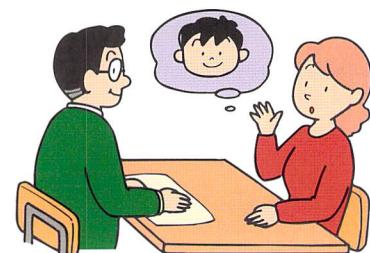
5 保護者への開示と説明

子どもの障害の状態や発達の段階は多様です。個に応じたきめ細かな指導を具体化するためには、本人及び保護者の願いの十分な聴き取りと、的確な実態把握を行い、個々の子どもが、「いつ」、「どこで」、「なにを」、「だれと」、「どのように」、そしてそれは、「なんのために」学ぶのかを明らかにすることが必要です。

担任は、作成した個別の指導計画に基づき、学校としてできることや具体的な取組内容について保護者に説明し、理解を得る必要があります。学校と保護者が子どもの実態と課題達成に向けた学習内容等について共通理解することは、信頼関係構築の第一歩であり、より効果的な取組を進める上で不可欠です。また、定期的に実施する懇談会等の機会をとらえて、指導経過、指導結果について説明し、評価についても保護者とともに確認することが大切です。

担任からの情報発信と組織的な取組の推進

児童生徒の現在の姿をはじめ、重点課題、指導目標や支援方法等について、できるだけ詳しい情報をすべての教職員が共有し、組織的で一貫性のある指導を進める必要があります。担任は、他の教職員から様々な情報とともに、指導内容や方法などについての多様な助言を得て指導の充実につなげます。



自立活動の推進

障害のある児童生徒はその障害によって日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることがあります。個々の障害による学習や生活の困難を改善・克服するための指導として、各教科等のほかに自立活動の領域を設定し、身体の動きや心理的安定、コミュニケーションなどの個別の目標・内容を定め、教育活動全体の中で指導を行うことが重要です。

交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の社会参加と自立を促進するとともに、様々な人々と共に助け合い支えあって生きていくことの大切さを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成につながるものです。

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が一緒に参加する活動は相互のふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくむ交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がありますが、両方の側面を一体として捉え、個別の指導計画を活用した取組を推進する必要があります。

キャリア教育の推進

障害のある児童生徒が、社会の中で確かな居場所を見つけ、自立した生活を送っていくためには、その時々における学習や生活における経験を、自らの将来の生き方との関係において価値づけし、方向づけようとする、キャリア発達の促進がとりわけ重要になります。個別の指導計画の中にキャリア教育の観点をしっかりと位置づけ、目標を明確にしながら、小中高一貫した取組を進めることが大切です。

☆ 目標達成に応じた定期的な更新

運用に当たっては定期的な更新が必要です。前期・後期など評価時期を設定し、目標の達成度に応じ、新しい目標や指導・支援のあり方を保護者とともに見直します。

☆ 指導記録にもとづく評価

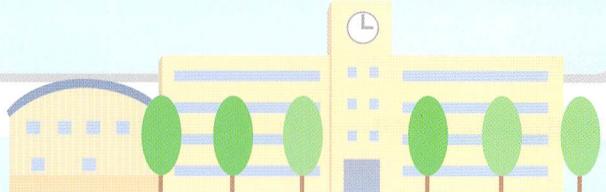
その評価に当たっては、子どもの実態などについて、日々の指導記録に基づき検討していきます。また、必要に応じて保護者に説明し共通理解を図っていきます。

京都市立総合支援学校では…

「個別の包括支援プラン」に基づく実践

障害のある子どもの「生きる力」と「保護者への生涯にわたる支援」を目的に、「個別の包括支援プラン」を作成しています。これは、本人及び保護者の“こうありたい” “このようになってほしい”といった「願い」を出発点にし、一人一人の子どもが「願い」の実現を目指して、何のために、何を、だれと、どのように学んでいくのかの根拠と筋道を示すものです。

その作成過程と指導後の評価には、本人、保護者及びその関係者等が参画することを基本とし、一人一人の子どもが一人の人間として社会参加し、自立していくことを目指す『個別の教育支援計画』の理念を内包させて作成・運用しています。



PT・OT・ST等の専門家の指導・助言

障害が重度・重複化、多様化する子どもへの指導の充実を図るために、日々の授業実践の中で、PT（理学療法士）・OT（作業療法士）・ST（言語聴覚士）、大学の専門家等の指導・助言を得ることにより、教員の専門性と指導力の向上、子どもへのより適切な支援、授業改善等につなげる取組を推進しています。

個別の指導計画に基づく教育 育成学級では…

育成学級における取組

育成学級では、一人一人の子どもの障害の状態や発達の段階に応じた教育を行うため、担任を中心となつてすべての子どもに個別の指導計画を作成しています。この個別の指導計画を教職員全員が共通理解し、必要に応じてケース会議を開催するなどして、評価と見直しを行いながら指導・支援を進めています。

また、子どもの障害の重度・重複化、多様化を踏まえ、個別の指導計画を中心とした教育ニーズに応じた実践の充実が求められており、総合支援学校の育成支援センター、各区役所・支所の「子ども支援センター」、医療機関などの連携を進めることができます。

京都市の育成学級

- 発達・情緒育成学級
- 肢体育成学級
- 病弱育成学級
- 難聴学級
二条城北小学校、
九条弘道小学校、
二条中学校に設置
- 青葉学級
二条城北小学校、
二条中学校に設置

！ 指導内容や方法の工夫

育成学級に在籍する子どもに対しては、あらかじめ指導内容や目標が準備されているわけではありません。一人一人の発達の段階や障害の状態に合わせて指導内容や方法を吟味し、集団での指導を行う中で、常に指導内容の個別化を図るよう創意工夫が求められます。そして、子どもたちが相互にかかわりを持ちながら、協力し、時には競い合って目標を達成してこそ生きる力の育成につながります。



個別の指導計画に基づく教育 普通学級では…

組織的な取組と校内体制の確立

LD等支援の必要な子どもたちは、学習場面や生活の中で、自分の力だけでは解決できないさまざまな「困り」を感じています。大切なことは、教師が個々の子どもの特性や背景をよく理解した上で、子どもの困っている状況に気づき、保護者と学校がともに考え、計画的・継続的な支援を行うとともに、「困り」を感じている子どもを含めた規律ある「学びと生活の集団づくり」を進めることです。

支援の必要な子どものために作成した個別の指導計画に基づく組織的な取組と、そのための校内体制の確立こそが、適切な支援と手立てを行うための一歩です。これは、「困り」を感じている子どもの学習や生活の課題を克服し、いじめや不登校、自信喪失などを予防するだけでなく、すべての子どもたちの学力向上につながる大切な取組なのです。

適切な支援を行うためには…

正しい理解

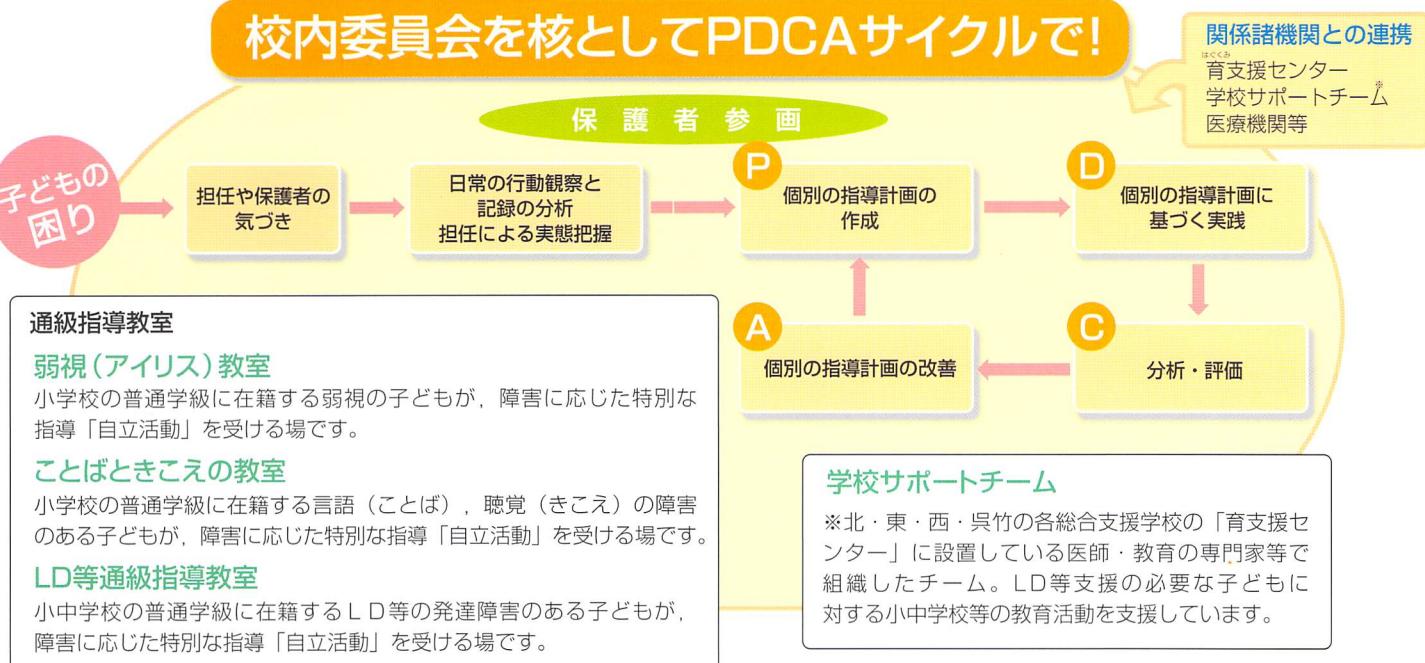
学びと生活の集団づくり

個に応じた支援

校内体制の確立

LD等支援の必要な子どもの「困り」に対して、適切な支援を行うためには、子どもの「特性や背景を正しく理解」した上で、一人一人が認められ、規律ある「学びと生活の集団づくり」と、「個に応じた支援」の両方の取組を、校内委員会を中心とした、全校的な組織体制の中で推進することが大切です。

校内委員会を核としてPDCAサイクルで!



総合育成支援教育相談センター（育支援センター）

障害のある幼児・児童・生徒の保護者や、小・中学校等の教職員を対象に総合育成支援教育に関する相談に応じます。

北総合支援学校 育 支援センター TEL.431-6636

西総合支援学校 育 支援センター TEL.332-4275

白河総合支援学校 育 支援センター TEL.771-5510

桃陽総合支援学校 育 支援センター TEL.641-2634

東総合支援学校 育 支援センター TEL.594-6501

呉竹総合支援学校 育 支援センター TEL.601-9104

鳴滝総合支援学校 育 支援センター TEL.461-3221

相談時間 月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分

相談支援の
主な内容

- ・就学前の教育相談、子育て相談
- ・発達や障害に関する相談
- ・進路・生活・就労に関する相談
- ・指導方法・内容等に関する相談
- ・個別の指導計画の作成に関する相談
- ・就学相談
- ・福祉制度・福祉機器等についての相談
- ・学校サポートチームとの連携によるLD, ADHD等に関する相談
- など